

令和元年度 第4回中区協議会

会議資料

【協議事項】

ア 令和2年度予算編成に対する区重点提案事業について

【報告事項】

ア 中区地域力向上事業「協働センターを核とした地域課題解決事業 子どもの食育事業」の取り下げについてについて

【その他】

(1) 中区協議会委員推薦会について

令和元年8月28日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和2年度予算編成に対する区重点提案事業について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>市では、翌年度の予算編成に向けて、区協議会をはじめとする地域の皆様から意見・要望を伺い、本庁・区役所間の予算・政策等に係る情報共有及び協議調整を行う制度として、「区重点提案事業制度」があります。</p> <p>この制度に基づき、先月開催の区協議会で、委員の皆様の意見を伺うとともに、中区各課からも意見聴取を行い、中区として10事業を本庁所管課に対して区重点提案事業として提出するもの。</p>
対象の区協議会	中区 区協議会
内 容	令和2年度予算編成に対する区の重点提案事業を別紙のとおりとし、本庁所管課の方向性（課題に対する考え方、予算要求の有無等）を聴取するもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和2年度予算編成に対する区重点提案事業（案）

中区各課からの提案

No.	事業名	課題	事業内容	所管課	緊急性	提案課
1	児童館ガラス飛散防止フィルム貼付工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中区で管理する児童館2館（北星児童館・江西児童館）のガラス（窓・食器棚・ガラス戸等）には飛散防止の処置がされていない。 ・ 災害・事故時に飛散したガラス片は、児童・職員の怪我の原因及び避難の妨げになる。 ・ 安全確保のため、児童館のガラスに飛散防止フィルムの貼付けを施工するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飛散防止フィルム貼付工事 北星児童館 71箇所 江西児童館 50箇所 <p>《参考見積》1,122千円</p>	人権啓発センター 子育て支援課	A	中区・社会福祉課
2	福祉館及び児童館出入口門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年6月、江西会館及び江西児童館敷地内において、夜間に不審者が侵入し、警察に通報した件があった。 ・ 江西会館及び江西児童館出入口には侵入防止ポールがあるが、故障していて機能していない。 ・ 北星会館及び北星児童館の出入口2カ所のうち1カ所は常時開放状態にある。 ・ 両施設とも夜間や休館日に車両の乗り入れが可能な状態にある。 ・ 不審者の侵入防止対策のため、開閉が容易なアコーディオン状の門扉を設置するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アコーディオン門扉設置工事 北星会館、北星児童館 1箇所 江西会館、江西児童館 2箇所 <p>《参考見積》1,932千円</p>	人権啓発センター 子育て支援課	A	中区・社会福祉課
3	クリエート浜松・ホール移動式ステージ（備品）更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホールの備品である移動ステージ（設置後31年経過）は、経年劣化に加え長年の使用による天板の損傷がみられる。 ・ ホールは使用率の高い施設であり、事故の恐れやホール運営に支障をきたす可能性があるため、問題が発生する前に早急に対策するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動ステージ更新 移動ステージの新設、配送費、既存ステージの撤去 <p>《参考見積》7,676千円</p>	創造都市・文化振興課	A	中区・まちづくり推進課
4	クリエート浜松・空調機自動制御装置更新工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機は、アナログ式制御であるため、施設利用者・施設管理者ともに不便な状況であり、経年劣化による故障（制御不能など）で貸館業務に支障をきたす可能性もある。 ・ 空調機自動制御装置の更新（デジタル化）を行い、問題が発生する前に早急に対策する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機自動制御装置更新工事 自動制御装置、制御盤、計装工事等 <p>《参考見積》19,196千円</p>	創造都市・文化振興課	A	中区・まちづくり推進課
5	県居協働センター・ホール床改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習及び地域コミュニティの拠点施設として、地域住民に広く利用されている県居協働センターのホール（築29年）は、地域活動団体のフォークダンスや太極拳、児童の空手などの団体が利用している。 ・ ホール床面板が剥がれたり、浮いて凹凸が生じるなど利用者が足を引っ掛けて転ぶなど危険な状況となっている。 ・ ホール床面の板の剥がれを応急対応するため、ボンド等で貼付けたり養生テープで補強していたが、利用者から危険性や衛生面、見栄えについて指摘されている。 ・ 児童の利用回数が増え危険性が増しており、利用者からの改修要望の声が多いため、利用者の安全面から床面の改修を施工するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 県居協働センターホール床改修工事 <p>《参考見積》5,819千円</p>	市民協働・地域政策課	A	中区・まちづくり推進課

6	浜松市武道館・畳の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・武道館道場D面の畳が購入から11年経過し、破れて隙間ができているものが増えている。 ・利用者が破れた隙間に足を引っかける恐れがあり、転倒や指の骨折、爪の剥離等の怪我につながるため、利用者と指定管理者から早急な更新を求められている。 ・また、一部のみの更新では、畳のサイズ・色が合わず、利用者に不便をかけることから、D面分一式（全面の1/4）の更新を必要とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・畳の購入 《参考見積》765千円	スポーツ振興課	A	中区・まちづくり推進課
7	西部協働センター・ホール昇降ステージ撤去・新設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習及び地域コミュニティの拠点施設として、地域住民に広く利用されている西部協働センターの電動昇降ステージは、地域イベントの芸能発表や演芸大会、講演会などで利用されてきた。 ・昇降ステージは、昭和53年の建設から41年経過し、老朽化により稼働できなくなった。油圧ジャッキからオイル漏れが生じ、機種が古く修繕ができないため、撤去・新設する。 ・電動昇降ステージが故障したため、平場で見ている観覧者から見えにくいなどの意見や修繕の要望があるため、平成31年度当初予算要求を行ったが、予算措置されなかった。 ・令和元年7月2日付で城北地区自治連合会及び城西地区シニアクラブ連合会、西部協働センター運営委員会からホール電動昇降ステージの修繕に関する要望書が提出された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西部協働センターホール昇降ステージ撤去・新設工事 《参考見積》27,753千円	市民協働・地域政策課	B	中区・まちづくり推進課

区協議会委員意見に係る提案

No.	事業名	課題	事業内容	所管課	緊急性	提案課
8	浜松市内のWi-Fi環境整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市内は、公共施設でWi-Fiが使用できないところが多い。使用できたとしても、IDが変わるたびに途切れてしまうため、不便を感じている。 ・HAMAMATSU FREE Wi-Fiがあるが、飲食店や企業内のものが多いため、公共施設も含めもっと広い範囲でやらなければ意味がないのではないか。 ・ラグビーW杯やオリンピックのキャンプ地となり、たくさんの外国人が浜松を訪れるため、便利な翻訳アプリををを使いたくても環境が整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設でのWi-Fiを整備し、広い範囲で利用できるれば、市民が外国人にスムーズにおもてなしができ、リピーターとしてつなげることができる。と考える。 ・観光の窓口である中区からモデル事業として整備・検証していく。 	情報政策課 市民協働・地域政策課 スポーツ振興課 観光・シティプロモーション課	A	中区・区振興課 (区協議会意見)
9	助信町交差点から上島駅の交通事故対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月に電車通り、柳通り交差点から上島駅までの4車線道が完成した。 ・この交差点は、交通量が多い場所であることと、道路が整備されたためスピードを出して走行する車両が多数見受けられる。 ・交差点を右折する車両は、正面にある遠州鉄道の高架の柱により直進車が見えづらいため、今後、出会い頭の事故の発生が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正面の柱(側面部)に右折車両への注意喚起の表示設置。 ・出会い頭の事故が発生した場合、信号待ちをしている人に車両が突っ込む恐れがあるため、歩道へ車両止めを設置するなど、事故による2次被害の未然防止対策の実施。 	道路企画課 南土木整備事務所	A	中区・区振興課 (区協議会意見)
10	雨水タンク設置による防災対策の効果検証について	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、集中的な豪雨により、道路の冠水や川の洪水警報が多く発令されている。 ・浜松市として、浸水や冠水しやすいエリアにて、「雨水タンク」の設置することで、防災対策を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水や冠水しやすいエリアに対し、「雨水タンク」の無料配布又は補助金制度等の実施により、雨水タンクの設置を行う。雨水タンク設置に伴う防災対策の効果検証を行いながら、市内全域に普及させることで、災害に強いまちづくりにつなげていく。 	上下水道部 総務課 お客様サービス課	A	中区・区振興課 (区協議会意見)
11	257号線と平田通り交差点横断歩道の歩行者用信号・右折車両について	<ul style="list-style-type: none"> ・中区 国道257号と平田通りの交差点の歩行者用信号機が、近くに設置されている街灯の支柱の影響で、横断歩道に対してまっすぐに立たないと見えない状態になっている。 ・特に朝などは駅に向かう人や自転車で通行量も多く、信号待ちをしている場所によっては、歩行者用信号機が見えない。 ・この交差点は、浜松駅側から257号に曲がる方向には右折信号があるが、257号から浜松駅側に曲がる側には交通量の割に右折信号がないので、赤信号でも無理矢理右折する車も多く危険に感じる場所である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する支柱の移設または撤去の実施。 ・交差点の257号から浜松駅側に右折する際の交通安全対策の実施。 	道路企画課 南土木整備事務所	B	中区・区振興課 (区協議会意見)
12	公園等の整備格差について	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の古い公園については、状況によって遊具を撤去してグラウンドや広場として利用する方が、安全面、管理面ともによいのではないか。 ・例えば、「西伊場第2公園」と「かもえ児童遊園」は、直線距離で200m程度である。西伊場第2公園は遊具が古く、かもえ児童遊園と比較すると遊具の充実度が異なる。 ・西伊場第2公園(隣り合うような近距離の同様施設)にある古い遊具などを整理して、球技ができるグラウンドや広場にしておくことで有効利用できるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園、児童遊園等の近距離の施設について、遊具等の整理を実施する。 	公園管理事務所 子育て支援課	B	中区・区振興課 (区協議会意見)
13	浜松駅北口のロータリーの渋滞緩和について	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松駅北口ロータリーは、週末になると進入できないほど混雑する状況がしばしば見受けられる。 ・停車することのできない車が道を塞ぐことにより、送迎に時間がかかることや、慌てながら車から乗り降りする人がいることから大変危険である。 ・アクトシティ南側周辺への送迎案内や、係員の配置などロータリーが円滑に利用できる対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松駅北口ロータリーの改修等による利用状況の改善。 ・その他箇所への案内による送迎車両の分散化。 	道路企画課 南土木整備事務所	B	中区・区振興課 (区協議会意見)

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区地域力向上事業「協働センターを核とした地域課題解決事業 子どもの食育事業」の取り下げについて
報告の概要	<p>中区地域力向上事業「協働センターを核とした地域課題解決事業 子どもの食育事業」について、6月26日の第3回中区協議会での協議結果を受けまして、事業内容について委託予定団体と協議検討した結果、提案を取り下げさせていただくものです。</p>
対象の区協議会	中区協議会
内 容	
備考（答申・協議結果を得たい時期）	協議結果を得たい時期：
担当課	中区区振興課（曳馬協働センター）

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

参 考

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（推薦会関係抜粋）

（区協議会委員の選任方法）

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

- (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
- (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

（推薦会）

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議（以下「推薦会」という。）を置く。

- (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定
- (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
- (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要であると認める事務

2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。

3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

（区協議会委員の任期）

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

区協議会委員推薦スケジュール (案)

	区協議会	推薦会	事務局 (区振興課)
R1 9月	①9月 区協議会<9月25日> ・推薦会設置要綱の議決 ・推薦会委員決定 (2期目の8人から5人を指名)		
10月		②第1回推薦会<10月23日> ・会長及び職務代理者の選任 ・公募委員の募集要項・選考要領の決定	③広報 公募原稿提出<10月末>
11月		④第2回推薦会<11月27日> ・推薦団体の選考 (団体名と人数配分) ・公募委員の選考要領の決定	⑤団体への推薦依頼<1月中旬目処> ⑥公募委員募集<12/5~ > ・広報 (12月5日号)・HP掲載
12月			⑦公募選考書類 (小論文等) 整理 ⑧候補者の資格確認<随時> ・他附属機関との兼職 (2機関まで) ・再任回数 (2期まで) ・男女比率 (35%)
H30 1月		⑨第3回推薦会<1月22日> ・公募委員の選考 (公募審査会) ・団体選出委員の確認 ・直接指名委員の選考	⑩公募結果の通知<~2月初旬> ⑪直接指名委員への就任依頼 →新委員候補者案の確定
2月	⑭2月 区協議会<2月26日> ・候補者案の議決→市へ提出	⑬候補者案を区協議会に提出 ・新委員の候補者案を区協議会に提出	⑫新委員の就任承諾書受領 ⑮候補者案の副市長決裁
3月			
4月			⑯新委員の委嘱